

# 定 款

ソニーグループ株式会社

|    |     |     |    |    |
|----|-----|-----|----|----|
| 昭和 | 21. | 4.  | 19 | 制定 |
| 昭和 | 21. | 8.  | 3  | 改正 |
|    | 21. | 11. | 20 |    |
|    | 22. | 5.  | 27 |    |
|    | 22. | 6.  | 30 |    |
|    | 22. | 11. | 22 |    |
|    | 23. | 5.  | 3  |    |
|    | 23. | 8.  | 30 |    |
|    | 25. | 3.  | 4  |    |
|    | 25. | 5.  | 27 |    |
|    | 25. | 11. | 25 |    |
|    | 26. | 6.  | 23 |    |
|    | 26. | 11. | 30 |    |
|    | 28. | 2.  | 10 |    |
|    | 29. | 6.  | 26 |    |
|    | 30. | 6.  | 25 |    |
|    | 31. | 6.  | 25 |    |
|    | 31. | 12. | 24 |    |
|    | 32. | 6.  | 24 |    |
|    | 32. | 12. | 25 |    |
|    | 33. | 12. | 23 |    |
|    | 34. | 6.  | 30 |    |
|    | 34. | 12. | 26 |    |
|    | 35. | 6.  | 25 |    |
|    | 36. | 6.  | 5  |    |
|    | 36. | 6.  | 29 |    |
|    | 36. | 12. | 26 |    |

|    |     |     |    |    |
|----|-----|-----|----|----|
| 昭和 | 37. | 6.  | 29 | 改正 |
|    | 37. | 12. | 27 |    |
|    | 41. | 12. | 27 |    |
|    | 45. | 12. | 26 |    |
|    | 46. | 6.  | 29 |    |
|    | 47. | 6.  | 29 |    |
|    | 49. | 12. | 26 |    |
|    | 51. | 1.  | 30 |    |
|    | 57. | 1.  | 28 |    |
|    | 58. | 1.  | 28 |    |
|    | 62. | 1.  | 30 |    |
| 平成 | 3.  | 6.  | 27 |    |
|    | 6.  | 6.  | 29 |    |
|    | 9.  | 6.  | 27 |    |
|    | 10. | 6.  | 26 |    |
|    | 11. | 6.  | 29 |    |
|    | 12. | 6.  | 29 |    |
|    | 13. | 1.  | 25 |    |
|    | 14. | 6.  | 20 |    |
|    | 15. | 6.  | 20 |    |
|    | 16. | 6.  | 22 |    |
|    | 17. | 6.  | 22 |    |
|    | 18. | 6.  | 22 |    |
|    | 21. | 6.  | 19 |    |
|    | 27. | 6.  | 23 |    |
| 令和 | 2.  | 6.  | 26 |    |

# ソニーグループ株式会社定款

## 第1章 総 則

第1条 (商号) 当社は、ソニーグループ株式会社と称し、英文では SONY GROUP CORPORATION と記載する。

第2条 (指名委員会等設置会社) 当社は、指名委員会等設置会社として、取締役会、指名・監査・報酬の各委員会および会計監査人を置く。

第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子・電気機械器具の製造、販売
2. 医療機械器具、光学機械器具およびその他機械器具の製造、販売
3. 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売
4. コンピュータソフトウェアの企画、制作、販売
5. 金属工業製品、化学工業製品および窯業製品の製造、販売
6. 繊維製品、紙・木工品、日用雑貨品、食料品および玩具の製造、販売
7. 輸送用機械器具および石油・石炭製品の製造、販売
8. 不動産業、建設業および運輸倉庫業
9. 出版業および印刷業
10. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行・スポーツ等のレジャー業  
およびその他のサービス業
11. 金融業
12. 電気通信事業法に基づく第一種および第二種電気通信事業
13. 株式、債券等への投資に関する業務
14. 前各号に附帯または関連する物品の製造、販売および輸出入業
15. 前各号に関連する役務の提供
16. 前各号の営業を行なう者に対する投資
17. 前各号に附帯または関連する一切の業務

第5条 （公告方法）当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数）当会社の発行可能株式総数は、36億株とする。

第7条 （単元株式数）当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 （単元未満株式の売渡請求）当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

第9条 （株主名簿管理人）当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。

② 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載（記録を含む。以下同じ。）、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第10条 （株式取扱規程）当会社の株式および新株予約権に関する取扱いは、この定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

第11条 （招集）当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内、臨時株主総会は必要があるごとに、取締役会の決議により招集する。

第12条 （定時株主総会の基準日）当会社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、議決権を行使することができる株主とする。

第 13 条 （招集権者および議長）株主総会は、あらかじめ取締役会が定める執行役兼務の取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の執行役兼務の取締役がこれを招集し、議長となる。

第 14 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示）当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 15 条 （決議の方法）株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 （議決権の代理行使）株主または法定代理人が自ら出席できないときは、その議決権の行使を他の議決権を有する出席株主 1 名に委任することができる。ただし、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条 （延会および会場の変更）議長は、株主総会の決議により、会期を延期しまたは会場を変更することができる。

第 18 条 （議事録）株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および執行役が記名押印または電子署名を行うものとする。

#### 第 4 章 取締役、取締役会および委員会

第 19 条 （取締役の選任）取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

第21条（取締役の責任免除および取締役との間の責任限定契約）当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

② 当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任について、3,000万円または会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第22条（取締役会）取締役会は、取締役をもって組織する。

② 取締役会は、法令または定款に定めのある事項のほか、重要な事項につき決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

第23条（取締役会の開催時期）取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とに分け、定時取締役会は3ヵ月に1回以上これを開催し、臨時取締役会は必要があるごとにこれを開催する。

第24条（取締役会の招集通知）取締役会を招集するには、会日、場所およびその議題を掲げて、会日の少なくとも5日前に各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

第25条（取締役会の決議方法）取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の規定により、取締役会の決議事項について取締役全員の同意があるときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会の議事録）取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行うものとする。

第27条（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

第 28 条 （各委員会の組織）各委員会は、取締役 3 名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。ただし、監査委員会を組織する取締役は、当会社またはその子会社の執行役、業務執行取締役、会計参与もしくは支配人その他の使用人を兼任しない者とする。

② 各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。

## 第 5 章 執 行 役

第 29 条 （執行役の選任）執行役は、取締役会において選任する。

第 30 条 （執行役の任期）執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。

② 補欠または増員のため選任された執行役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

第 31 条 （代表執行役）代表執行役は、取締役会の決議により選定する。

第 32 条 （執行役の責任免除）当会社は、会社法第 423 条第 1 項の執行役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

## 第 6 章 計 算

第 33 条 （事業年度）当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 34 条 （剰余金の配当等）当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

② 当会社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下配当金という。）をすることができる。

第 35 条 （配当金の除斥期間）配当金が、支払開始の日から満 5 ヶ年を経てなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。未払の配当金には利息をつけない。

第 36 条 （転換社債の転換と配当金）転換社債の転換により発行された株式に対する最初の配当金の計算については、転換の請求がなされたときの属する事業年度の始めに転換があったものとみなす。

② 前項の規定の適用については、4 月 1 日から 9 月 30 日までおよび 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの各期間はこれを事業年度とみなす。

## 第 7 章 雑 則

第 37 条 （取締役、監査役および執行役の責任免除に関する経過措置）当会社は、第 86 回定時株主総会終結前の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号。以下整備法という。）による改正前の商法（以下旧商法という。）第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、第 86 回定時株主総会終結前の旧商法にもとづく監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

③ 当会社は、整備法施行日前の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 21 条の 17 第 1 項の行為に関する取締役および執行役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。